

県の貸付事務からの暴力団排除等のための関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成22年 3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第20号

県の貸付事務からの暴力団排除等のための関係規則の整備に関する規則

(鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則の一部改正)

第1条 鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則(昭和40年鳥取県規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。)を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
(貸付けの決定) 第3条 略 2 略 3 <u>知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の貸付けを行わないことができる。</u> <u>(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)</u> <u>(2) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)</u> <u>(3) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの</u>	(貸付けの決定) 第3条 略 2 略
様式第1号(第2条、第14条関係) <u>(表面)</u> (1) 個人用 母子福祉資金 貸付申請書 寡婦福祉資金 職氏 名様 母子福祉資金 下記により の貸付けを受けたいので、 寡婦福祉資金 関係書類を添えて申請します。	様式第1号(第2条、第14条関係) (1) 個人用 母子福祉資金 貸付申請書 寡婦福祉資金 職氏 名様 母子福祉資金 下記により の貸付けを受けたいので、 寡婦福祉資金 関係書類を添えて申請します。

年 月 日

申請者 住所
氏名 ,
連帯保証人
住所
氏名 ,

記

略

備考 略

(裏面)

暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではないこと。

暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しているものではないこと。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

注

- 1 該当する にレ印を記入すること。
- 2 鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則第3条第3項各号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

(表面)

(2) 団体用

母子福祉資金
貸付申請書
寡婦福祉資金

職 氏 名 様

母子福祉資金

下記により の貸付けを受けたいので、

寡婦福祉資金

関係書類を添えて申請します。

年 月 日

年 月 日

申請者 住所
氏名 ,
連帯保証人
住所
氏名 ,

記

略

備考 略

(表面)

(2) 団体用

母子福祉資金
貸付申請書
寡婦福祉資金

職 氏 名 様

母子福祉資金

下記により の貸付けを受けたいので、

寡婦福祉資金

関係書類を添えて申請します。

年 月 日

事務所の所在地 法人の名称 印 代表者職氏名 記	事務所の所在地 法人の名称 印 代表者職氏名 記
略	略
(裏面)	(裏面)
略	略
備考 略	備考 略
<p>暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではないこと。</p> <p>暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。</p> <p>暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しているものではないこと。</p> <p>上記のとおり相違ないことを誓約します。</p>	
注	
<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>該当する にレ印を記入すること。</u> 2 <u>鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則第3条第3項各号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。</u> 	

（鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部改正）

第2条 鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則（昭和63年鳥取県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下この条において「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

(中小企業高度化資金等の貸付け)

第3条 略

2 略

3 前2項の規定にかかわらず、県は、前2項の貸付けの対象となる者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前2項の貸付けを行わないことができる。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの

(貸付条件)

第4条 前条の規定により貸し付けられる資金(以下「貸付金」という。)の貸付けの対象となる事業(以下「貸付対象事業」という。)ごとの貸付けの相手方及び貸付けの対象となる施設(以下「貸付対象施設」という。)並びに貸付金の額、据置期間、償還期間及び利率は、知事(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号。以下「権限規則」という。)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第14条第2項に規定する商工労働部長又は鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第6条の規定により設置された経済通商総室の長(以下「経済通商総室長」という。))。以下同じ。)が鳥取県中小企業高度化資金等貸付要領(以下「要領」という。)で定めるものとする。

(一時償還)

第16条 知事は、借主が次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条第1項の規定にかかわらず、当該借主に対し、既に交付した貸付金の全部又は一部につき、償還期日前の一時償還を請求することができる。この場合において、借主の所在が明らかでないときは、催告手続を要せずして当然に期限の利益を失うものとする。

(1)~(5) 略

(6) 第3条第3項各号のいずれかに該当すること

(中小企業高度化資金等の貸付け)

第3条 略

2 略

3 前2項の規定にかかわらず、県は、前2項の貸付けの対象となる者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前2項の貸付けを行わないことができる。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの

(貸付条件)

第4条 前条の規定により貸し付けられる資金(以下「貸付金」という。)の貸付けの対象となる事業(以下「貸付対象事業」という。)ごとの貸付けの相手方及び貸付けの対象となる施設(以下「貸付対象施設」という。)並びに貸付金の額、据置期間、償還期間及び利率は、知事(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号。以下「権限規則」という。)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する商工労働部長又は鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第6条の規定により設置された経済通商総室の長(以下「経済通商総室長」という。))。以下同じ。)が鳥取県中小企業高度化資金等貸付要領(以下「要領」という。)で定めるものとする。

(一時償還)

第16条 知事は、借主が次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条第1項の規定にかかわらず、当該借主に対し、既に交付した貸付金の全部又は一部につき、償還期日前の一部償還を請求することができる。この場合において、借主の所在が明らかでないときは、催告手続を要せずして当然に期限の利益を失うものとする。

(1)~(5) 略

<p><u>が判明したとき。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>様式第1号(第6条関係) 中小企業高度化資金等貸付申請書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>別紙計画書のとおり 事業を実施するため、当該事業に必要な資金(資金)の貸付けを受けたいので、鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則(以下「規則」という。)第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>郵便番号 申請者 住所 氏名 法人その他の団体に あつては、名称及び 代表者の氏名 電話番号</p> <p><u>注 規則第3条第3項各号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。</u></p>	<p>(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>様式第1号(第6条関係) 中小企業高度化資金等貸付申請書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>別紙計画書のとおり 事業を実施するため、当該事業に必要な資金(資金)の貸付けを受けたいので、鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>郵便番号 申請者 住所 氏名 法人その他の団体に あつては、名称及び 代表者の氏名 電話番号</p>
--	---

(鳥取県農業改良資金貸付規則の一部改正)

第3条 鳥取県農業改良資金貸付規則(平成14年鳥取県規則第96号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動後項等」という。)が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付け)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、県は別表の右欄に定める者又は当該者に別表の左欄に掲げる農業改良資金を貸し付ける融資機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の貸付けを行わないことができる。</u></p>	<p>(貸付け)</p> <p>第5条 略</p>

<p>(1) <u>暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(2) <u>暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(3) <u>暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの</u></p> <p>（一時償還）</p> <p>第22条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第9条及び第11条の規定にかかわらず、当該借受者に対し、融資機関貸付金の全部又は一部につき、支払期日前の一時償還を請求することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>第5条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき又は借受者が農業改良資金を貸し付けた者が同項各号のいずれかに該当することが判明したとき。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>様式第1号（第15条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表面） 略 （裏面） 特 約 条 項</p> <p>第1条 略</p> <p>（一時償還）</p> <p>第2条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると認め、一時償還の請求をした場合には、償還期限（分割支払の各支払期日を含む。以下同じ。）にかかわらず、直ちに債権の全部又は一部を弁済する。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) <u>乙又は丙が鳥取県農業改良資金貸付規則第5条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。</u></p> <p>(11) 略</p> <p>第3条～第11条 略</p>	<p>（一時償還）</p> <p>第22条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第9条及び第11条の規定にかかわらず、当該借受者に対し、融資機関貸付金の全部又は一部につき、支払期日前の一時償還を請求することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>様式第1号（第15条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表面） 略 （裏面） 特 約 条 項</p> <p>第1条 略</p> <p>（一時償還）</p> <p>第2条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると認め、一時償還の請求をした場合には、償還期限（分割支払の各支払期日を含む。以下同じ。）にかかわらず、直ちに債権の全部又は一部を弁済する。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>第3条～第11条 略</p>
---	---

（鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正）

第4条 鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和51年鳥取県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動項等」とい

う。)に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動後項等」という。)が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等(以下この条において「追加項等」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加項等を除く。)を加える。

改正後	改正前
<p>(林業・木材産業改善資金の貸付け)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、県は、林業従事者等又は林業従事者等に対して林業・木材産業改善資金を貸し付ける融資機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の貸付けを行わないことができる。</u></p> <p><u>(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)</u></p> <p><u>(2) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)</u></p> <p><u>(3) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの</u></p> <p>(期限前償還)</p> <p>第14条 融資機関は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、支払期日前に、当該借受者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 知事は、融資機関が次の各号のいずれかに該当するときは、支払期日前に、当該融資機関に対し、いつでも県貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p><u>(4) 第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき又は借受者が同項各号のいずれかに該当することが判明したとき。</u></p> <p>様式第1号(第7条関係)</p> <p>林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書 職 氏名 様</p>	<p>(林業・木材産業改善資金の貸付け)</p> <p>第3条 略</p> <p>(期限前償還)</p> <p>第14条 融資機関は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、支払期日前に、当該借受者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2 知事は、融資機関が次の各号のいずれかに該当するときは、支払期日前に、当該融資機関に対し、いつでも県貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>様式第1号(第7条関係)</p> <p>林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書 職 氏名 様</p>

<p>林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を受けた いので、鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則（<u>以下「規則」という。</u>）第7条の規定により林業・木材 産業改善措置に関する計画を添えて申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>郵便番号 住所 （法人にあつては、主たる事 務所の所在地）</p> <p>申請者 ふりがな 氏名 （法人にあつては、名称及び 代表者の氏名） 電話番号</p> <p><u>注 規則第3条第2項各号の該当の有無について必要 に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。</u></p> <p>様式第4号（第12条関係） （表面） 略 （裏面）</p> <p>林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書特約条項</p> <p>第1条 略 （期限前償還）</p> <p>第2条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると 認め、期限前償還の請求をしたときには、償還期限 （分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同 じ。）にかかわらず、直ちに債権の全部又は一部を 弁済する。 （1）～（10） 略 （11） <u>乙又は丙が鳥取県林業・木材産業改善資金貸 付規則第3条第2項各号に該当することが判明し たとき。</u> <u>（12） 略</u></p> <p>第3条～第10条 略</p>	<p>林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を受けた いので、鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則第7 条の規定により林業・木材産業改善措置に関する計画 を添えて申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>郵便番号 住所 （法人にあつては、主たる事 務所の所在地）</p> <p>申請者 ふりがな 氏名 （法人にあつては、名称及び 代表者の氏名） 電話番号</p> <p>様式第4号（第12条関係） （表面） 略 （裏面）</p> <p>林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書特約条項</p> <p>第1条 略 （期限前償還）</p> <p>第2条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると 認め、期限前償還の請求をしたときには、償還期限 （分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同 じ。）にかかわらず、直ちに債権の全部又は一部を 弁済する。 （1）～（10） 略 <u>（11） 略</u></p> <p>第3条～第10条 略</p>
---	---

（鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正）

第5条 鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和55年鳥取県規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「追加項等」とい
う。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(沿岸漁業改善資金の貸付け)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、県は、沿岸漁業従事者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の貸付けを行わないことができる。</u></p> <p>(1) <u>暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(2) <u>暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(3) <u>暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの</u></p> <p>(期限前償還)</p> <p>第12条 知事は、貸付金の貸付けを受けた者が次の各号の<u>いずれかに</u>該当するとき又は第9条第2項の貸付けの条件に正当な理由なく違反したときは、支払期日前に、当該貸付けを受けた者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。</u></p> <p>様式第1号（第8条関係）</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto;">略</div> <p style="text-align: center;">沿岸漁業改善資金貸付申請書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>沿岸漁業改善資金（ 資金）の貸付けを受けたいので、鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則（以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、次のとおり申請します。</p>	<p>(沿岸漁業改善資金の貸付け)</p> <p>第3条 略</p> <p>(期限前償還)</p> <p>第12条 知事は、貸付金の貸付けを受けた者が次の各号の<u>一に</u>該当するとき又は第9条第2項の貸付けの条件に正当な理由なく違反したときは、支払期日前に、当該貸付けを受けた者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>様式第1号（第8条関係）</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto;">略</div> <p style="text-align: center;">沿岸漁業改善資金貸付申請書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>沿岸漁業改善資金（ 資金）の貸付けを受けたいので、鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則第8条の規定に基づき、次のとおり申請します。</p>

<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">郵便番号</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p style="text-align: center;">団体又は会社にあっ ては、名称及び代表 者の氏名</p> </div> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin-bottom: 5px;">略</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin-bottom: 5px;">略</div> <p style="text-align: center;">注 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin-bottom: 5px;">略</div> <p style="text-align: center;">注 <u>規則第3条第2項各号の該当の有無について必 要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。</u></p>	<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">郵便番号</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p style="text-align: center;">団体又は会社にあっ ては、名称及び代表 者の氏名</p> </div> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin-bottom: 5px;">略</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin-bottom: 5px;">略</div> <p style="text-align: center;">(注) 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin-bottom: 5px;">略</div>
---	--

(鳥取県漁業研修支援資金貸付規則の一部改正)

第6条 鳥取県漁業研修支援資金貸付規則(平成12年鳥取県規則第96号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動後項等」という。)が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等(以下この条において「追加項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(漁業研修支援資金の貸付け)</p> <p>第3条 県は、予算の範囲内において、次に掲げる要件を満たす者のうち漁業研修を受けるもの(次項において「<u>漁業研修者</u>」という。)に対して漁業研修支援資金(以下「<u>貸付金</u>」という。)を貸し付けるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 漁業研修の開始の日において<u>50歳未満</u>であること。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、県は、漁業研修者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の貸付け</u></p>	<p>(漁業研修支援資金の貸付け)</p> <p>第3条 県は、予算の範囲内において、次に掲げる要件を満たす者のうち漁業研修を受けるものに対して漁業研修支援資金(以下「<u>貸付金</u>」という。)を貸し付けるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 漁業研修の開始の日において<u>40歳未満</u>であること。</p>

を行わないことができる。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの

（期限前返還）

第12条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第5項及び第10条第1項の規定にかかわらず、当該借受者に対し、期限を示して貸付金の全部又は一部の返還を請求することができる。

(1)～(5) 略

(6) 第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(7) 略

様式第1号（第6条関係）

漁業研修支援資金貸付申請書

年 月 日

職 氏名 様

漁業研修支援資金の貸付けを受けたいので、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則（以下「規則」という。）第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

申請者 郵便番号
住所
氏名
生年月日
電話番号

記

略

略

（期限前返還）

第12条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第5項及び第10条第1項の規定にかかわらず、当該借受者に対し、期限を示して貸付金の全部又は一部の返還を請求することができる。

(1)～(5) 略

(6) 略

様式第1号（第6条関係）

漁業研修支援資金貸付申請書

年 月 日

職 氏名 様

漁業研修支援資金の貸付けを受けたいので、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

申請者 郵便番号
住所
氏名
生年月日
電話番号

記

略

略

<p>注 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>添付書類 略</p> <p><u>注 規則第3条第2項各号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。</u></p>	<p>(注) 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>添付書類 略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に各条の規定による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき貸付けの決定を受けた者については、各条の規定による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている用紙は、各条の規定による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。